

# 鴨川市・天津小湊町合併協議会

## 第3回会議

説明資料

## 説 明 資 料 一 覧

|        |                |                            |    |
|--------|----------------|----------------------------|----|
| 説明資料 1 | 協議第 10 号の 2 関係 | 新市の名称について・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1  |
| 説明資料 2 | 協議第 14 号関係     | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・   | 8  |
| 説明資料 3 | 協議第 15 号関係     | 町・字の区域及び名称の取扱いについて・・・・・・・・ | 19 |
| 説明資料 4 | 協議第 16 号関係     | 条例，規則等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・ | 22 |

## 説明資料 1（協議第 10 号の 2 関係）

### 新市の名称について

#### 1 鴨川市及び天津小湊町の名称の変遷と由来

##### （ 1 ）鴨川市

『千葉県町村合併史』（昭和 32 年）には、江見町・太海村・曾呂村の合併時には「江見町の名称は、書き易く、読み易いという利点をもち、ひろく知られている上、合併による町名変更は行政上の不便と経費の増高を来し、住民生活に不便を生ぜしめるというので従前の江見町の名称をそのまま新町の名称とする」とあり、長狭町については「大山村・吉尾村及び主基村の 3 ケ村は、往時における長狭郡産業の主要地域をなし、この地域から産出する米は、いわゆる長狭米として現在にいたるまで著名であるので、由緒あるその地名を永久に伝え、且つその伝統を継いで地方産業の発展を図るという意味を含めて、新町の名称を長狭町とすることに決定した」とある。また鴨川町については「鴨川町は長狭地方における経済、交通、文化の中心であるばかりでなく、房州の観光地として全国的に有名なところであるので、それを町名とすることは新町全体の発展という見地から見ても適当と認められた」とある。

『鴨川市史 通史編』（平成 8 年）によると、昭和 40 年 3 月、「市町村の合併の特例に関する法律」が施行された後の昭和 41 年 4 月、鴨川町市制施行促進協議会が、「現在の町村の規模をもっては、産業・経済、その他において経営の合理化・多角化、そしてマンモス化の時代の要請に即応した行政が不可能である」ことなどを理由に、江見町、長狭町、天津小湊町へ 4 町合併による市制施行を申し入れたとある。しかし 4 町合併の構想は、昭和 45 年 12 月に天津小湊町が不参加となり、以降 3 町によって市制施行が推進されることとなった。当時の 3 町の人口は、昭和 45 年の国勢調査では 31,951 人（鴨川町 18,045 人、江見町 6,841 人、長狭町 7,065 人）であり、市制施行の要件を満たしていた。また千葉県の長期計画による昭和 60 年の人口は、約 4 万人に達するものと推計されていたため、3 町による合併に踏み切ることとなり、同年、3 町合併市制協議会が設置された。3 町からそれぞれ 9 人ずつ、計 27 人の委員によって合併協議が進められ、昭和 46 年 3 月 31 日に鴨川市が発足した。

鴨川という名称については、前原町、横渚村、貝渚村、磯村の 4 町村の合併時に鴨川町と決定したが、その由来については『千葉県町村合併史』に「新町内を加茂川が貫流し、且つまた『倭名類聚抄』中長狭郡に加茂郷の郷名がみえ、それが当地区で在つたと推定されるので、そうした史的所伝にも基くものである」と記載されている。『倭名類聚抄』（平安時代初期・10 世紀）には、長狭郡に「壬生、置津、田原、酒井、伴部、賀茂、丈部」という 7 つの郷が記載されている。また『鴨川沿革史 上巻』（昭和 39 年）に、「古昔この地方を賀茂郷と称した。賀茂県主（かもあがたぬし）は太玉命の子、武津之身命であつて、平塚村より前原町、貝渚村まで 5 里の間を貫流している川は京都の加茂川に似ていると云うので加茂川と称したのを明治 22 年 4 月町村合併の時町名に「加茂」を「鴨」と文字を減らして鴨川町と名付けた。」とある。

資料：『千葉県町村合併史 上・下巻』昭和 32 年 5 月 3 日発行（千葉県地方課）

『鴨川沿革史 上巻』昭和 36 年 4 月発行（鴨川町立図書館）

『鴨川市史 通史編』平成 8 年 1 月発行（鴨川市史編さん委員会）

## （ 2 ）天津小湊町

『千葉県町村合併史』には、天津村・浜荻村・清澄村・東村飛地の合併時には「天津村は関係諸村中の大村であり、しかも家屋連檐（ひさしが連なっている意）して遠近に著聞している地名であつたので、新町名はそれを踏襲して天津町と決定した」とあり、内浦村と小湊村の合併には「小湊村は、名刹誕生寺の所在として著名な地名であつたが、戸数、人口、資力等が内浦村に及ばず、内浦村は港湾を控え舟泊の地であつて、両村の漁業上重要な意義をもつので、それ等の事情を考慮して新村名は湊村と命名された。」とある。その後昭和 3 年の町制施行に伴い、湊村から小湊町の名称になった。

昭和 29 年 7 月に、天津町と小湊町の代表各 9 人、計 18 人により合併協議会が設置され、円満に協議が進み、佳日をト（うらな）い、昭和 30 年 2 月 11 日に天津小湊町が誕生した。

天津小湊町の名称については、2 町の合併時に「天津町は往昔から著名な漁業地であり、且つ、近時観光地としても全国的に知られるにいたり、また小湊町は、古来日蓮上人の誕生地として有名なところであるので、両町の由緒ある名称を将来に伝える意味から天津小湊町と命名された。」と記載されている。

また、天津小湊町史『ふるさと資料 天津小湊の歴史 下巻』（平成 10 年）によると、新町名選定の理由に「天津町は、古くより俚謡（ひな歌。民謡などを指す。）等にも歌われている如く、一大漁業地として全国に其の名を知られ、小湊町は、日蓮上人生誕の霊地として、亦南総観光の勝地として早くより広く世に知られている。新町名は、今後益々両地区の発展を祈念し、その名も古来の伝統を併せ継承して、益々両地区の繁栄と名声を中外に高揚せんことを期して、天津小湊町と称することに合併関係町の意見をみたので天津小湊町と決定した」とある。

資料：『千葉県町村合併史 上・下巻』昭和 32 年 5 月 3 日発行（千葉県地方課）

『ふるさと資料 天津小湊の歴史 上・下巻』平成 10 年 3 月発行（天津小湊町史編さん委員会）

2 鴨川市及び天津小湊町の合併の変遷（明治22年～現在）

| 現在の<br>小学校<br>区 | 明治22年合併前<br>（『千葉県町村合併史』<br>にある旧町村名）   | 明治22年3月31日                        | 昭和29年度                    | 現在                            |
|-----------------|---|-----------------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 江見<br>地区        | 朝夷郡西江見村<br>朝夷郡東江見村<br>朝夷郡青木村<br>朝夷郡内遠野村<br>朝夷郡真門の諸村(史料<br>欠失)<br>朝夷郡外堀                      | 朝夷郡江見村（昭和<br>3年に町制施行し、<br>江見町となる） | 江見町<br>（昭和30年3月31<br>日合併） | 鴨川市<br>（昭和46<br>年3月31<br>日合併） |
| 太海<br>地区        | 長狭郡天面村<br>長狭郡西山村<br>長狭郡岡波太村<br>長狭郡浜波太村<br>朝夷郡吉浦村<br>朝夷郡太夫崎村                                 | 長狭郡太海村                            |                           |                               |
| 曾呂<br>地区        | 長狭郡星ヶ畑村<br>長狭郡西野尻村<br>長狭郡東野尻村<br>長狭郡上野村<br>長狭郡仲居村<br>長狭郡代野村<br>長狭郡二子村<br>長狭郡宮野下村<br>長狭郡嶺岡東牧 | 長狭郡曾呂村                            |                           |                               |
| 大山<br>地区        | 長狭郡平塚村<br>長狭郡金束村<br>長狭郡古畑村<br>長狭郡佐野村<br>長狭郡釜沼村<br>長狭郡奈良林村<br>長狭郡嶺岡西牧                        | 長狭郡大山村                            | 長狭町<br>（昭和30年3月31<br>日合併） |                               |
| 吉尾<br>地区        | 長狭郡大幡村<br>長狭郡北風原村<br>長狭郡松尾寺村<br>長狭郡寺門村<br>長狭郡細野村  | 長狭郡吉尾村                            |                           |                               |

|            |  |                             |                          |
|------------|--|-----------------------------|--------------------------|
|            | 長狭郡横尾村<br>長狭郡大川面村<br>長狭郡宮山村<br>長狭郡仲村   |                             |                          |
| 主 基<br>地 区 | 長狭郡北小町村<br>長狭郡南小町村<br>長狭郡成川村<br>長狭郡上小原村<br>長狭郡下小原村<br>長狭郡押切村（一部）   | 長狭郡由基村（大正<br>4年に主基村と改<br>称） |                          |
| 田 原<br>地 区 | 長狭郡池田村<br>長狭郡押切村(飛地を除<br>く)<br>長狭郡京田村<br>長狭郡太田学村<br>長狭郡竹平村<br>長狭郡坂東村<br>長狭郡川代村<br>長狭郡太尾村<br>長狭郡来秀村<br>長狭郡大里村 | 長狭郡田原村                      | 鴨川町<br>(昭和29年7月1<br>日合併) |
| 鴨 川<br>地 区 | 長狭郡前原町<br>長狭郡横渚村<br>長狭郡貝渚村<br>長狭郡磯村  | 長狭郡鴨川町                      |                          |
| 西 条<br>地 区 | 長狭郡打墨村<br>長狭郡粟斗村<br>長狭郡花房村<br>長狭郡八色村<br>長狭郡滑谷村   | 長狭郡西条村                      |                          |
| 東 条<br>地 区 | 長狭郡広場村<br>長狭郡西村<br>長狭郡東村（飛地を除<br>く）<br>長狭郡和泉村<br>長狭郡浜荻村飛地  | 長狭郡東条村                      |                          |

|            |  |                                  |                     |  |
|------------|--|----------------------------------|---------------------|--|
| 天 津<br>地 区 | 長狹郡天津村<br>長狹郡浜荻村(飛地を除く)<br>長狹郡清澄村<br>長狹郡東村飛地 | 長狹郡天津町(明治29年6月1日に上総郡龜山村から四方木を編入) | 天津小湊町(昭和30年2月11日合併) |  |
| 小 湊<br>地 区 | 長狹郡内浦村<br>長狹郡小湊村                             | 長狹郡湊村(昭和3年に町制施行,小湊町となる)          |                     |  |

資料：『千葉県町村合併史 上・下巻』昭和32年5月3日発行(千葉県地方課)

『天津小湊町総合計画書』平成13年3月発行(千葉県天津小湊町)

### 3 先行事例

( 1 ) 新設合併のうち、いずれかの合併関係市町村名を採用した例

( 合併年月日順に記載 )

| 都道府県名 | 新市町村名 | 合併年月日     | 旧市町村名   |
|-------|-------|-----------|---|
| 福島県   | 郡山市   | S40.5.1   | 郡山市，安積町，三穂田町，逢瀬村，片平村，喜久田村，日和田町，田村町，富久山町，湖南村，熱海町 |
| 北海道   | 富良野市  | S41.5.1   | 富良野町，山部町  |
| 広島県   | 福山市   | S41.5.1   | 松永市，福山市   |
| 長野県   | 長野市   | S41.10.16 | 長野市，篠ノ井市，川中島町，信更村，更北村，松代町，若穂町，七二会村              |
| 静岡県   | 富士市   | S41.11.1  | 吉原市，富士市，鷹岡町                                     |
| 岡山県   | 建部町   | S42.1.15  | 建部町，福渡町   |
| 岡山県   | 倉敷市   | S42.2.1   | 倉敷市，児島市，玉島市                                     |
| 兵庫県   | 加西市   | S42.4.1   | 北条市，加西市，泉町                                      |
| 大分県   | 宇佐市   | S42.4.1   | 駅川町，四日市町，長洲町，宇佐町                                |
| 鹿児島県  | 鹿児島市  | S42.4.29  | 鹿児島市，谷山市  |
| 沖縄県   | 名護市   | S45.8.19  | 名護町，久志村，羽地村，屋我地村，屋部村                            |
| 千葉県   | 君津市   | S45.9.28  | 君津町，小堰村，小糸町，上総町，清和村                             |
| 石川県   | 志賀町   | S45.11.1  | 高浜町，志賀町   |
| 熊本県   | 芦北町   | S45.11.1  | 葦北町，湯浦町   |
| 千葉県   | 鴨川市   | S46.3.31  | 江見町，長狭町，鴨川町                                     |
| 北海道   | 滝川市   | S46.4.1   | 滝川市，江部乙町  |
| 岡山県   | 備前市   | S46.4.1   | 備前市，三石町   |
| 千葉県   | 富津町   | S46.4.25  | 富津町，大佐和町，天羽町                                    |
| 千葉県   | 茂原市   | S47.5.1   | 茂原市，本納町   |
| 岩手県   | 北上市   | H3.4.1    | 北上市，和賀町，江釣子村                                    |
| 兵庫県   | 篠山市   | H11.4.1   | 篠山町，西紀町，丹南町，今田町                                 |
| 山梨県   | 南部町   | H15.3.1   | 南部町，富沢町   |
| 静岡県   | 静岡市   | H15.4.1   | 静岡市，清水市   |
| 福岡県   | 宗像市   | H15.4.1   | 宗像市，玄海町   |

\* 資料は，昭和 40 年 3 月 29 日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から，平成 15 年 4 月 1 日までの全国の合併事例



## (2) 新設合併のうち、新しい名称を採用した例

(合併年月日順に記載)

| 都道府県名 | 新市町村名  | 合併年月日     | 旧市町村名   |
|-------|--------|-----------|---|
| 福島県   | いわき市   | S41.10.1  | 平市，磐城市，勿来市，常磐市，内郷市，四倉町，遠野町，小川町，好間町，三和村，田人村，川前村，久之浜町，大久村 |
| 宮崎県   | えびの町   | S41.11.3  | 飯野町，加久藤町，真幸町  |
| 大阪府   | 東大阪市   | S42.2.1   | 布施市，枚岡市，河内市   |
| 山形県   | 南陽市    | S42.4.1   | 宮内町，赤湯町，和郷村   |
| 長野県   | 木曾福島町  | S42.4.3   | 福島町，新開村   |
| 愛知県   | 東海市    | S44.4.1   | 上野町，横須賀町  |
| 愛媛県   | 東予町    | S46.1.1   | 壬生川町，三芳町  |
| 新潟県   | 上越市    | S46.4.29  | 高田市，直江津市  |
| 岩手県   | 二戸町    | S47.4.1   | 福岡町，金田一村  |
| 秋田県   | 鹿角市    | S47.4.1   | 花輪町，十和田町，尾去沢町，八幡平村                                      |
| 大阪府   | 阪南町    | S47.10.20 | 南海町，東鳥取町  |
| 静岡県   | 大東町    | S48.4.1   | 大浜町，城東村   |
| 沖縄県   | 沖縄市    | S49.4.1   | コザ市，美里村   |
| 広島県   | 東広島市   | S49.4.20  | 西条町，八本松町，志和町，高屋町  |
| 茨城県   | つくば市   | S62.11.30 | 大穂町，谷田部町，豊里町，櫻村   |
| 茨城県   | ひたちなか市 | H6.11.1   | 勝田市，那珂湊市  |
| 東京都   | あきる野市  | H7.9.1    | 秋川市，五日市町  |
| 東京都   | 西東京市   | H13.1.21  | 田無市，保谷市   |
| 埼玉県   | さいたま市  | H13.5.1   | 浦和市，大宮市，与野市   |
| 香川県   | さぬき市   | H14.4.1   | 津田町，大川町，志度町，寒川町，長尾町                                     |
| 沖縄県   | 久米島町   | H14.4.1   | 仲里村，具志川村  |
| 群馬県   | 神流町    | H15.4.1   | 万場町，中里村   |
| 山梨県   | 南アルプス市 | H15.4.1   | 八田村，白根町，芦安村，若草町，櫛形町<br>甲西町                              |
| 岐阜県   | 山県市    | H15.4.1   | 高富町，伊自良村，美山町  |
| 広島県   | 大崎上島町  | H15.4.1   | 大崎町，東野町，木江町   |
| 香川県   | 東かがわ市  | H15.4.1   | 白鳥町，大内町   |
| 熊本県   | あさぎり町  | H15.4.1   | 上村，免田町，岡原村，須恵村，深田村                                      |
| 宮城県   | 加美町    | H15.4.1   | 中新田町，小野田町，宮崎町   |

\* 資料は、昭和40年3月29日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から、平成15年4月1日までの全国の合併事例



|            |          |  |                   |                       |
|------------|----------|--|-------------------|-----------------------|
|            |          | <p>場合は選挙区において、選挙区がない場合はその市町村の区域において選挙する。市町村は市町村議会議員選挙について特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。選挙区を設ける場合は、行政区画・参議院議員の選挙区・地勢・交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。各区の定数については、人口に比例して条例で定めなければならない。ただし特別の事業があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> |                   |                       |
| 《新市》<br>特例 | 定数特例（図2） | <p><u>議員の定数及び任期</u><br/>合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第2項に規定する数（26人）の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員定数を定めることができる。</p> <p><u>選挙</u><br/>設置選挙（新市の設置の日から50日以内に、新市議会議員選挙を行う）。</p>   | 52人以内<br>4年       | 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項 |
|            | 在任特例（図3） | <p><u>議員の定数及び任期</u><br/>両市町の議会議員で、新市の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。<br/>定数特例の協議が決定したときには、在任特例は適用しない。</p> <p><u>選挙</u><br/>新市の設置に伴う選挙はない。</p>  | 両市町の議員36人<br>最長2年 | 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項 |

図1 原則

合併日から50日以内に、法定数（26人以内）で設置選挙を行う。

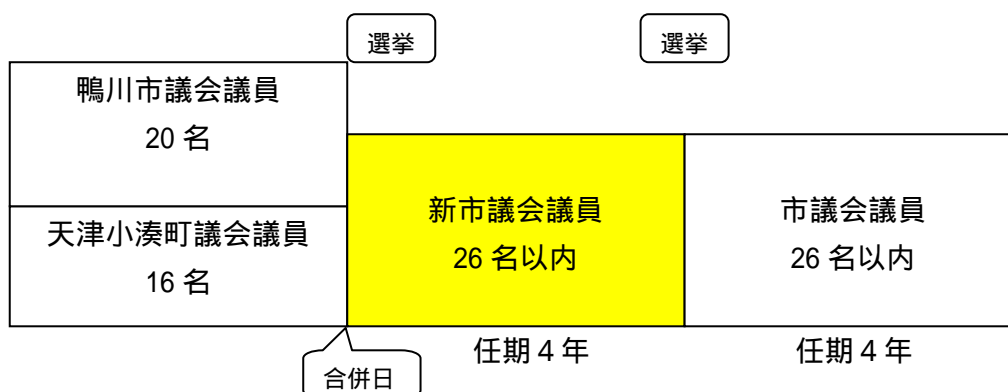


図2 定数特例

合併日から50日以内に、法定数の2倍までの数（52人以内）で定数を定め、設置選挙を行う。

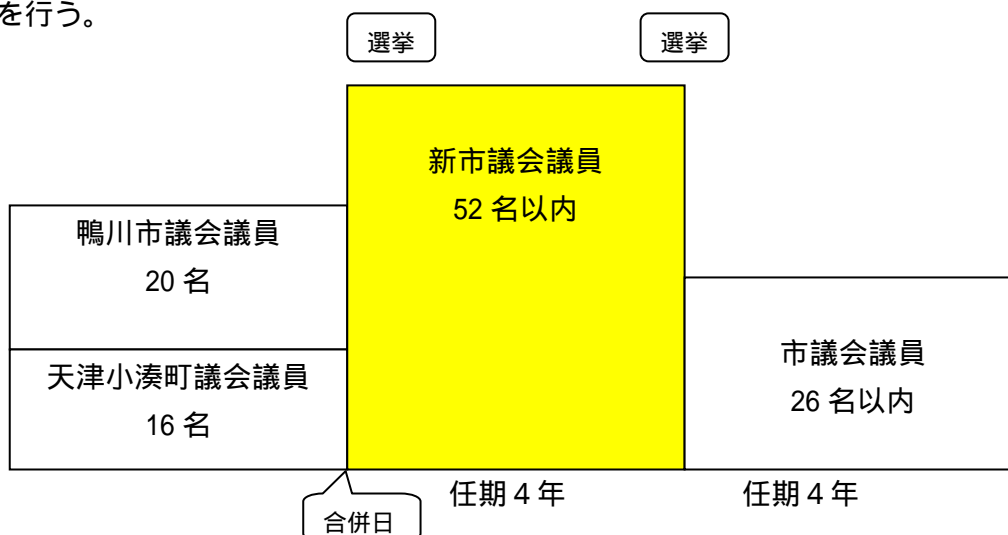
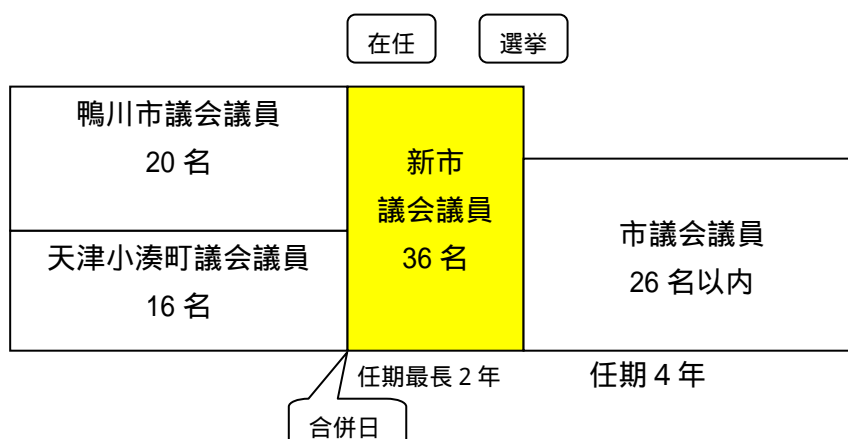


図3 在任特例

設置選挙はなく、両市町の議会議員が最長2年在任する。



## 2 新設合併の最近の事例

### (1) 特例を適用せず地方自治法の原則による事例

| 新市名<br>(合併協議会名)   | 新設合併予定日                 | 可決議案及び決定方針の内容  |
|---|-------------------------|--|
| 京丹後市<br>(峰山町,大宮町,<br>網野町,丹後町,<br>弥栄町,久美浜<br>町合併協議会)         | 平成 16 年 3 月 1 日<br>合併予定 | 議会議員については,市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず,地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 30 人とし,新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。  |
| 飛騨市<br>(飛騨四町村合併<br>協議会)                                     | 平成 16 年 2 月 1 日<br>合併予定 | 古川町,河合村,宮川村,神岡町より構成。<br>幹事会における意見:先進事例をみると在任特例を採用しているところが多く見受けられるが,当地域としては,法定定数 26 人を議員定数とすることが望ましいと思われる。  |
| 新市名称公募中<br>(観音寺市,山本<br>町,大野原町,<br>豊中町,豊浜町,<br>財田町合併協議<br>会) | 平成 17 年 3 月 1 日<br>合併予定 | (1)新市の議会の議員については,新市の設置の日から 50 日以内に,地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき,1 市 5 町の協議により,あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし,市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。<br>(2)地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき,1 市 5 町の協議により,あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については,30 人とする。 |

### (2) 定数特例を適用した事例

新設合併において最近の事例はありません。

( 3 ) 在任特例を適用した事例

| 新市名<br>(合併日)                        | 合併<br>関係<br>市町村 | 合併時の<br>議員の任期 | 残り期間     | 可決議案・内容   | 在任特例<br>延長期間 |
|-------------------------------------|-----------------|---------------|----------|---|--------------|
| 篠山市<br>(平成 11<br>年 4 月 1<br>日)      | 篠山町             | 平成 11 年 11 月  | 7 ヶ月     | 4 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間引き続き新町の議会の議員として在任する。  | 1 年 1 ヶ月     |
|                                     | 西紀町             | 平成 11 年 4 月   | なし       |   |              |
|                                     | 丹南町             | 平成 11 年 7 月   | 3 ヶ月     |   |              |
|                                     | 今田町             | 平成 11 年 4 月   | なし       |   |              |
| 西 東 京 市<br>(平成 13<br>年 1 月 21<br>日) | 田無市             | 平成 16 年 1 月   | 3 年      | 2 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。  | 2 年          |
|                                     | 保谷市             | 平成 15 年 4 月   | 2 年 3 ヶ月 |   |              |
| さいたま市<br>(平成 13<br>年 5 月 1<br>日)    | 浦和市             | 平成 14 年 12 月  | 1 年 7 ヶ月 | 3 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。  | 2 年          |
|                                     | 大宮市             | 平成 15 年 5 月   | 2 年      |   |              |
|                                     | 与野市             | 平成 15 年 5 月   | 2 年      |   |              |
| 山 県 市<br>(平成 15<br>年 4 月 1<br>日)    | 高富町             | 平成 15 年 10 月  | 6 ヶ月     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 16 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。</li> <li>・新市の議会の議員の定数は 22 人とする。</li> <li>・選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。</li> </ul> | 約 1 年 1 ヶ月   |
|                                     | 伊 自 良 村         | 平成 15 年 5 月   | 1 ヶ月     |   |              |
|                                     | 美山町             | 平成 15 年 7 月   | 3 ヶ月     |   |              |

|                                  |     |             |      |  |          |
|----------------------------------|-----|-------------|------|--|----------|
| 東かがわ市<br>(平成 15<br>年 4 月 1<br>日) | 引田町 | 平成 15 年 4 月 | なし   | 町議会議員については、<br>市町村の合併の特例に關する<br>法律第 7 条第 1 項の規定<br>を適用し、平成 17 年 3 月<br>31 日まで引き続き新町の<br>議会議員として在任する。 | 約 2 年    |
|                                  | 白鳥町 | 平成 15 年 8 月 | 4 ヶ月 |  |          |
|                                  | 大内町 | 平成 15 年 4 月 | なし   |  |          |
| あさぎり町<br>(平成 15<br>年 4 月 1<br>日) | 上村  | 平成 15 年 4 月 | 7 ヶ月 | 議会議員については、市<br>町村の合併の特例に關する<br>法律第 7 条第 1 項第 1 号の<br>規定を適用し、合併後 1 年<br>1 月間、引き続き新町の議<br>会の議員として在任する。 | 1 年 1 ヶ月 |
|                                  | 免田町 | 平成 15 年 4 月 | なし   |  |          |
|                                  | 岡原村 | 平成 15 年 4 月 | なし   |  |          |
|                                  | 須恵村 | 平成 15 年 4 月 | なし   |  |          |
|                                  | 深田村 | 平成 15 年 4 月 | なし   |  |          |

【関係法令】

地方自治法（昭和22年4月17日・法律第67号）抄

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- （1） 人口2,000未満の町村 12人
- （2） 人口2,000以上5,000未満の町村 14人
- （3） 人口5,000以上10,000未満の町村 18人
- （4） 人口10,000以上20,000未満の町村 22人
- （5） 人口50,000未満の市及び人口20,000以上の町村 26人
- （6） 人口50,000以上100,000未満の市 30人
- （7） 人口100,000以上200,000未満の市 34人
- （8） 人口200,000以上300,000未満の市 38人
- （9） 人口300,000以上500,000未満の市 46人
- （10） 人口500,000以上900,000未満の市 56人
- （11） 人口900,000以上の市 人口500,000を超える数が400,000を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人）

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関



係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

- 2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

**市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日・法律第6号）抄**

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当

該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。

- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行ふ選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

（1） 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（2） 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

公職選挙法（昭和 25 年 4 月 15 日・法律第 100 号）抄

（選挙の単位）

第 12 条 衆議院（小選挙区選出）議員，衆議院（比例代表選出）議員，参議院（選挙区選出）議員及び都道府県の議会の議員は，それぞれ各選挙区において，選挙する。

2 参議院（比例代表選出）議員は，全都道府県の区域を通じて，選挙する。

3 都道府県知事及び市町村長は，当該地方公共団体の区域において，選挙する。

4 市町村の議会の議員は，選挙区がある場合にあつては，各選挙区において，選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において，選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第 15 条 都道府県の議会の議員の選挙区は，郡市の区域による。

2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員 1 人当りの人口」という。）の半数に達しないときは，条例で隣接する他の郡市の区域と合せて 1 選挙区を設けなければならない。

3 第 1 項の区域の人口が議員 1 人当りの人口の半数以上であつても議員 1 人当りの人口に達しないときは，条例で隣接する他の郡市の区域と合せて 1 選挙区を設けることができる。

4 1 の郡の区域が他の郡市の区域により 2 以上の区域に分断されている場合における前 3 項の規定の適用については，当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。1 の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも，また同様とする。

5 1 の郡市の区域が 2 以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域にわかれている場合における第 1 項から第 3 項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む。）については，当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。

6 市町村は，特に必要があるときは，その議会の議員の選挙につき，条例で選挙区を設けることができる。但し，地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）については，区の区域をもつて選挙区とする。

7 第 2 項，第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては，行政区画，衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は，人口に比例して，条例で定めなければならない。ただし，特別の事情があるときは，おおむね人口を基準とし，地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか，地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は，政令で定める。

（一般選挙，長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前 30 日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から 40 日以内に行う。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失つたときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

5 第 1 項から第 3 項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

( 1 ) 都道府県知事選挙にあつては、少なくとも 17 日前に

( 2 ) 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも 14 日前に

( 3 ) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも 9 日前に

( 4 ) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも 7 日前に

( 5 ) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも 5 日前に

( 設置選挙 )

第 117 条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

第 258 条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなつたときは議員がすべてなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

( 補欠議員の任期 )

第 260 条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員は、それぞれその前任者の残任期間在任する。

2 地方公共団体の議会の議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

説明資料 3 (協議第 15 号関係)

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、両市町長がそれぞれの議会の議決を経てこれを定め、知事へ届け出なければならないとされています。そのため、合併前に両市町でその取扱いを協議する必要があります。先行事例においては、町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化に密着した、住民にとって親しみの深いものであり、同一町・字名や紛らわしいものがなければ、そのまま合併後も存続させる例が多いようです。

鴨川市及び天津小湊町における町・字の名称の現況は、下表のとおりです。同一字・同音の町・字はありません。類似している町・字は、鴨川市の中でいくつかあります。

同一字・同音の町・字

なし

類似している町・字

「東」(曾呂)と「東町」(東条)

「西」(曾呂)と「西町」(東条)

「仲」(吉尾)と「仲町」(曾呂)

以上が類似していますが、それぞれ歴史的変遷を経て現在に至っている名称であり、鴨川市民にとっては馴染みの深い名称でもあります。

町・字名の現況

| 町・字の名称<br>(あいうえお順) | 鴨川市 |  | 天津小湊町   |      |                         |
|--------------------|-----|--|---|------|-------------------------|
|                    | 字名  | ふりがな   | 字名  | ふりがな |                         |
|                    | あ   | 天面<br>粟斗<br>池田<br>和泉<br>磯村<br>打墨<br>江見青木<br>江見内遠野<br>江見外堀<br>江見太夫崎<br>江見西真門<br>江見東真門 | あまづら<br>あわと<br>いけだ<br>いずみ<br>いそむら<br>うつつみ<br>えみあおき<br>えみうとの<br>えみそとぼり<br>えみたゆうざき<br>えみにしまかど<br>えみひがしまかど | あ    | 天津<br>内浦<br>あまつ<br>うちうら |



|  |        |  |  |        |     |     |
|--|--------|--|--|--------|-----|-----|
|  |        | 東町<br>東元浜荻飛地<br>平塚<br>広場<br>二子<br>太尾<br>太海<br>太海西<br>太海浜<br>細野<br>前原<br>松尾寺<br>南小町<br>宮<br>宮山<br>八色<br>横尾<br>横渚<br>吉尾西<br>吉尾平塚<br>来秀 | ひがしちょう<br>ひがしもとはまおぎとびち<br>ひらつか<br>ひろば<br>ふたご<br>ふとお<br>ふとみ<br>ふとみにし<br>ふとみはま<br>ほその<br>まえばら<br>まつおじ<br>みなみこまち<br>みや<br>みややま<br>やいろ<br>よこお<br>よこすか<br>よしおにし<br>よしおひらつか<br>らいしゅう |        |     |     |
|  | ま      |  |  | ま      |     |     |
|  | や      |  |  | や      | 四方木 | よもぎ |
|  | ら<br>わ |  |  | ら<br>わ |     |     |
|  | 計      | 71   |  | 計      | 6   |     |

【関係法令】

地方自治法（昭和22年4月17日・法律第67号）抄

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 説明資料 4（協議第 16 号関係）

### 条例，規則等の取扱いについて

#### 条例，規則等の整備方針

新市発足時には，鴨川市及び天津小湊町の条例，規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため，新市において新たに条例，規則等を制定し，施行させる。なお，条例，規則等の制定にあたっては，合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき，以下の施行の方法による区分により，整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し，施行させる必要があるもの  
新設合併であるため，新市の発足とともに従来条例，規則等は，すべて効力を失うこととなる。そのため，新市において新たに条例，規則等を制定し，施行させる。  
（ 1 ） 条例...制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第 179 条第 1 項，地方自治法施行令第 1 条の 2 第 1 項）  
（ 2 ） 規則，訓令，その他...制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。  
（地方自治法第 15 条第 1 項，地方自治法施行令第 1 条の 2 第 1 項）
- 2 合併後，一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの  
新市の条例，規則が制定されるまでの間の暫定措置として，従来その地域に施行されていた条例，規則を新市の条例，規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第 3 条）
- 3 合併後，逐次制定し，施行させることとするもの  
新市発足時には必要ないが，合併後，逐次制定し，施行させるもの

#### 【関係法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抄

#### （規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は，法令に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，規則を制定することができる。

#### （長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会の議事が成立しないとき，第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議事を招集する暇がないと認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。



- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抄

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

- 2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

（条例・規則の暫定的施行）

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。